

山口県文書館の概要

1 設立

- ・日本で初めての公立文書館として、昭和34年4月に設立

※ 山口県文書館条例（昭和39年山口県条例第56号）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録（以下「文書」という。）を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。

2 職員数：12人（兼務含む。）

館長（非常勤）1人 副館長1人 専門研究員5人
 総務担当2人（兼務） 会計年度任用職員 3人

3 施設：県立山口図書館と併設

文書館面積 1,232 m²（うち書庫・本館地下2層788 m²）、春日山書庫(614 m²)

書架総延長 本館書庫6.31 km、春日山書庫3.00 km 計9.31 km

4 資料の収蔵状況

	行政文書	行政資料	藩政文書 諸家文書	図書	その他	総計
総数	80,851	159,501	254,041	45,274	22,768	562,435
令和2年度	726	1,787	1,775	578	25	4,891

5 公文書の引継ぎ

「山口県公文書取扱規程」等に基づき公文書の引継ぎを実施。

※ 山口県公文書取扱規程（昭和28年山口県訓令第21号）

（文書館への文書の引継ぎ）

第43条 文書取扱主任又は学事文書課長は、その保管又は保存に係る文書のうち、山口県文書館（以下「文書館」という。）に引き継ぐことが適当であると認めるものがあるときは、館長と協議の上、これを文書館に引き継ぐことができる。

（文書の廃棄処分）

第44条（略）

3 文書取扱主任又は学事文書課長は、文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ、当該文書を文書館に引き継ぐことが適当であるかどうかについて館長に照会しなければならない。

4 文書取扱主任又は学事文書課長は、館長が前項の照会に係る文書を文書館に引き継ぐことが適当である旨を回答したときは、法令の規定により廃棄しなければならない場合その他特別の理由がある場合を除き、当該文書を文書館に引き継がなければならない。